

第4 1 回二輪車安全運転推進運動実施要綱

第1 目 的

自動二輪車及び原動機付自転車（以下「二輪車」という。）を利用する者の安全を確保し、安全で快適な道路交通社会の実現に資するため、関係省庁の後援を得て、家庭・学校・職場・関係諸団体と連絡を密にし、二輪車の交通事故防止並びに二輪車の盗難予防及び被害早期回復を図ることを目的とする。

第2 期 間

平成28年9月11日（日）から9月30日（金）までの20日間

第3 主 催

一般社団法人 日本二輪車普及安全協会

第4 後 援

内閣府 警察庁 国土交通省 文部科学省

第5 協 力

（一財）全日本交通安全協会（二輪車安全運転推進委員会）、（一社）日本自動車工業会
（一社）全国軽自動車協会連合会、（一社）日本自動車整備振興会連合会
（一財）日本モーターサイクルススポーツ協会、（一社）日本損害保険協会
カワサキ安全運転推進本部、スズキ安全運転推進本部、
ホンダ安全運転普及本部、ヤマハ安全普及推進本部

第6 運動の重点

期間中は、次の項目を重点的に推進する。

「交通ルールの遵守・マナーアップ」を重点とした安全運転の指導

第7 運動の具体的推進項目

1 ヘルメットの正しい着用方法の指導啓発の推進とプロテクター着用の推奨

統一標語として、

「あごひも、しっかり締めて（指一本入る程度）、正しくヘルメット

a n d 胸部プロテクターが胸部・腹部をガードする」

を用いた広報啓発を実施する。

ヘルメットを正しく着用していないため、衝突時にヘルメットが脱落して、頭部損傷で死亡にいたるケースが多発していることから、あごひもをしっかり締めることの重要性を指導啓発する。また、二輪車乗車中の死亡事故防止のためプロテクターの着用の効用と重要性について指導し推奨する。

2 グッドライダーミーティングの開催

二輪車運転者に対する、安全運転技能向上を目的とした参加体験型の安全運転講習会を開催する。実施に当たっては、特に初心者・女性・高齢者の参加促進と安全運転指導を充実し、警察及び関係機関・団体等との緊密な連携を図る。また、受講者に安全やマナーに対する意識の向上を図るため、‘グッドマナー・ジャパンライダーズ宣言’を宣言用紙に

て募集する。

3 店頭個別安全指導活動

- (1) グッドライダーミーティングへの参加奨励や安全運転指導を行う。
- (2) グッドライダー防犯登録の加入促進、その際のグッドライダー宣言の励行並びに盗難車流通防止に効果のある二輪車盗難照会システムの加入促進を図る。

4 街頭点検指導活動

- (1) 街頭における車両点検指導を通して、整備不良・不正改造車・自賠責付保のチェック及び復元指導等を推進する。
- (2) 二輪車の交通ルールの遵守、駐車マナーの向上等の指導啓発を推進する。

5 ポスター・チラシ等の掲出・配布

- (1) 販売店その他の関係機関・団体に対し本推進運動のポスターの掲出を依頼するとともに、安全と防犯に関するチラシ等の配布を行う。
- (2) 二輪車リサイクルシステムについてのパンフレットの配布等を行い、その周知徹底を図り、協力する。

第8 運動推進に当たっての留意事項

1 関係各機関・団体との連携

関係各機関・団体と連携し、それぞれの特色を活かした国民総ぐるみ運動として推進する。

2 広報活動の推進

本推進運動用のポスターや日本二普協のホームページの活用等のほか、各種イベント会場等における広報活動や新聞、テレビ、ラジオ等の広報媒体との連携等、各種広報活動を積極的に推進する。

第9 実施結果の報告

各都府県地区二普協は、実施結果を次の報告要領により、10月 5日(水)までに本部宛てに報告する。

○ 報 告 要 領

- (1) 二輪車安全運転推進運動実施結果総括報告書により報告すること。
- (2) 広報資料の効果的活用事例や二輪車の安全運転をアピールするイベント等、特に力を注ぎ、反響が大きかった行事等の事例があれば記入すること。
- (3) 各都府県地区二普協が本推進運動において指導・後援・協力・協賛を得た団体等の名称とその内容を記入すること。
- (4) 本推進運動に関係する写真、新聞記事を切り抜き等して必ず添付すること。